

# 水俣学通信

第 52 号  
2018.5.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



熊本学園大学での水俣学講義風景2004年10月13日、石牟礼さん(左)と原田先生(右)  
(写真：水俣学研究センター)

## 目 次

### 論説：

- 「国の公式見解から現在へ—1968年と2018年—」…………… 2  
石貫謹也

### 石牟礼道子さん追悼：

- 「大きな風呂敷で包む」…………… 3  
高峰 武

### 報告：

- 「第13回水俣病事件研究交流集会」…………… 4  
田尻雅美
- 「水俣学研究センター学内教職員水俣現  
地研修報告」…………… 5  
大澤武司

### 客員研究員紹介：

- 「チッソの労使関係史から見えてくるもの」  
…………… 6  
石井まこと

### 報告：

- 「水俣病公式確認60年アンケート調査検  
討会」…………… 6  
守弘仁志
- 「被災地宮城・福島現地調査の概要報告」  
…………… 7  
東 俊裕
- 「フランス訪問調査 社会的企業と水俣で  
の可能性」…………… 7  
花田昌宣
- 平成30年度 科学研究費補助金採択結果  
…………… 8
- 水俣学研究センター日録…………… 8

## 《論説》

## 国の公式見解から現在へ —1968年と2018年—



熊本日日新聞社 石貫 謹也

1968年9月27日付の熊本日日新聞朝刊は、政府による水俣病の公害認定を大きく報じた。1面で最も大きな横見だしは、題字を除く紙面幅。その下に、園田直厚生大臣(当時)の談話が掲載されていた。「もう少し早く見解が出ていたら…」と対応の遅れをわびる内容はあったものの、政府の責任に直接言及する内容は見当たらなかった。

「加害責任を問われてもやむを得ないと覚悟を決めた上で、政府は水俣病を公害認定したのだろうか」。取材や原稿執筆で公害認定に触れるたび、疑問に感じてきたことだ。

公害認定に至るまで、水俣病の発生や被害拡大を防ぐ機会はいくつもあった。原因企業チッソだけでなく、政府の判断にかかっていたものもある。工場排水を規制しなかったことは水俣病関西訴訟でも指摘されたが、食品衛生法に基づく水俣湾の漁獲禁止が実現しなかったことや、水俣食中毒部会の解散によって原因究明が遅れたことなども、政府がなすべきことをしなかった不作為と言えよう。

政府は公害認定にあたり、これらの不作為を総括したのか、あるいはしなかったのか。総括していれば、自分たちの不作為が将来、裁判で追及されることまで想定していたのか。想定していたのであれば、責任を認めて償おうとしたのか。それとも想定だけして徹底抗戦しようとしたのだろうか。

補償協定の立会人になった元社会党衆院議員の馬場昇さんは生前、取材に対し「当時の環境庁の官僚は協定を締結させるため積極的に動いてくれた」「当時の官僚の志はもはや受け継がれていないようだ」と話していた。ひょっとしたら政府は当初、水俣病の発生と拡大はあくまで一企業の責任だとして、自分たちの不作為に気付いていなかったかもしれない。気付いていたとすれば、馬場さんらと一緒に立会人席に座った三木武夫環境庁長官(当時)の心境は、さぞや複雑だったろう。

仮にそうだったとしても、政府は後に自らの不作為に気付かされることになる。

熊本地裁は1987年の水俣病3次訴訟の1陣判決で、食品衛生法に基づく漁獲禁止を含む規制を怠ったとして、国と熊本県の責任を断罪。大阪高裁は2001年の水俣病関西訴訟控訴審判決で、水質二法に基づく排水規

制をしなかった国の責任と、漁業調整規則に基づく措置を取らなかった熊本県の責任をそれぞれ認めた。2004年の最高裁判決は高裁判決を支持し、国と熊本県の加害責任が確定した。

裁判によって政府が気付かされたのは、不作為だけではない。

患者認定の基準として環境庁が1977年に通知し、複数症状の組み合わせを求める「52年判断条件」は、1985年の水俣病2次訴訟控訴審判決をはじめ、さまざまな裁判でその門戸の狭さが指摘された。昨年亡くなった溝口秋生さんは2013年、母チエさんの患者認定を求めた行政訴訟で、「感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的実証はない」とする最高裁の判断を引き出した。政府は、不作為だけでなく認定行政の不備まで司法から突き付けられたのだ。

2016年12月、福岡高裁。胎児性患者らと世代が重なる水俣病被害者互助会の会員8人が国と熊本県、チッソに損害賠償を求めた訴訟の控訴審口頭弁論で、国と県は「原告は昭和30年代に汚染魚を多食したとは認められない」と主張した。「漁協に加入していた家族の情報や新聞報道によって、汚染魚の危険性を認識していた」などが理由。原告側は「魚が主食だった当時の状況が分かっていない」「漁獲禁止や被害調査を怠った行政の主張とは思えない」と猛反発した。

口頭弁論後には、「病像を巡る争いは、溝口さんの裁判で決着がついた。だから国は因果関係を否定するしかないのではないか」という声も聞いた。

自分たちの非を認めないまま制度の構築を重ね、その制度内の「救済」を求める人たちには第三者のように手を差し伸べる一方、制度外の「償い」を求める人たちとは徹底的に争う一。そこに自らの加害責任に向き合おうとする覚悟は見当たらない。補償協定締結に際して馬場さんが評価した「官僚の志」があったとすれば、本当にどこへ行ってしまったのだろうか。

公害認定を報じる熊日朝刊の社会面には、水俣病公式確認のきっかけとなった当時15歳の田中実子さんと母アサオさんの写真を掲載。アサオさんは「国の結論が出て、この子が元通りになるわけではない」と語っている。公害認定から50年。田中さんは今なお、元通りにならない被害を背負い続けたままだ。

## 《石牟礼道子さん追悼》

## 大きな風呂敷で包む

熊本日日新聞社論説顧問  
(水俣学研究センター客員研究員) 高峰 武



2018年2月10日、パーキンソン病による急性増悪のため石牟礼道子さんが亡くなった。3月11日の誕生日を目前にした90歳だった。

## 心耳

2018年3月24日、水俣市のもやい館で「石牟礼道子さん おくりびとの集い」が開かれた。患者の浜元二徳さん、上村好男さん、緒方正人さんらが呼び掛け、約200人が集った。「本願の会」の金刺潤平さんが撮影した微笑む石牟礼さんの遺影の両脇には、石牟礼さんが好きだった桜と椿の花。全員で黙とうした後、それぞれがお別れの言葉を述べたが、坂本しのぶさんら胎児性患者も思い思いに石牟礼さんを追悼した。胎児性患者たちの発言には説明役がつくことが多いのだが、この日は「あえてしません」と金刺さん。搾り出すような発言もあれば、マイクを持ったままの無言もあった。その一つ一つの言葉や動作を、参加者全員が「心耳」で聞きながら石牟礼さんに思いをはせる、そんな感じだった。



「石牟礼道子さん おくりびとの集い」で、石牟礼さんにお別れを言う胎児性水俣病患者たち

「集い」では石牟礼さんに関する映像作品なども鑑賞した。「海霊の宮」では心象風景のような自然の中に石牟礼さんの「語り」が加わり、さながら石牟礼さんの「気配」が会場を覆うようでもあった。

葬儀があった2月12日には熊本でも雪が舞ったが、「集い」の3月24日はもやい館前の水俣川の桜も満開で、魂がふわりと浮くような白さ。季節は確かに回っていた。

## 原田さんとのこと

熊本学園大学水俣学研究センターに「原田正純先生

へ 石牟礼道子」と朱の入った原稿が残されている。これは2012年6月、急性骨髄性白血病のため、77歳で亡くなった原田さんの「お別れ会」の時に話した内容を「水俣学通信第29号」に掲載する際、石牟礼さんが手を加えたものだ。

熊本大学医学部の現地検診の時、原田さんの回りに子どもたちが、「ネコの子が甘えて人間のそばにやってくるような雰囲気」だったことを懐かしく語っている。

一方の原田さんとは言えば、2004年10月13日、水俣学講義に招いた石牟礼さんを、こんなふうで紹介している。「私が1960年頃、水俣の地をうろちょろしていた頃、後からついてこられる女性がおられたんです。今で言うならストーカーですよ（笑）。（中略）最初は保健婦さんかなと思っていたのですが、非常に控え目で、しかもやさしい目で患者さんを、遠慮してちょっと戸陰から見ておられるんです」（『水俣学講義第3集』、日本評論社、2007年）

1956年に確認された水俣病が再び深く沈んだ時期。いろんな場所で出会うため、その存在は知っていたというが、名前も知らない不思議な出会い。水俣病という磁場の強さ故のことだろう。二人はその磁場と終生、向き合い続けたのであった。

## 重なる地層

この時の「水俣学講義」のタイトルは「風土の神々」。冒頭は、水俣の人気者だった「ヒロム兄やん」のことである。映画館の幟旗のぼりはたを持って行進したり、「女郎屋さんの姉様」にもてたりした「ヒロム兄やん」。そして、話は石牟礼さんが生まれ故郷の天草を訪ねた時に出会った子猫へと続く。一見脈略はないのだが、しかしやがてその「語り」は一点に絞られていく。水俣という町がどうやって成り立っていたか。水俣病は単層ではなく、何層にも重なる水俣の地層の中で起きた出来事だった。石牟礼さんの語りは、それやこれやを大きな精神の風呂敷で包んでいた。

講義の最後に原田さんは「ヒロム兄やんってどう書くんですか」と聞く。これに対し石牟礼さんは「カタカナで書いています」と答えている。何ということはないやりとりに二人の長い関係、どこかユーモラスな持ち味が表われている。

人が亡くなるというのは、例えばこういう何気ないやりとりを永遠に聞けなくなることでもある。

## 《報告》

## 第13回水俣病事件研究交流会 ～私立大学戦略的研究基盤形成支援事業中間報告

水俣学研究センター研究員 田 尻 雅 美

第13回水俣病事件研究交流会を2018年1月6日(土)7日(日)の2日間、水俣市公民館ホールで開催しました。

原田正純先生や宇井先生、坂東弁護士、岡本さんらの呼びかけで1995年から始まった「水俣病事件研究会」は、2004年第10回で幕を閉じました。しかし、水俣病事件は、終わっていないと、現在の呼びかけ人らが引き継ぎ2005年から水俣病事件研究交流会を開催し、今回で13回を迎えました。水俣病事件に関心を寄せる研究者、支援者、患者、若手の研究者などの自由で堅苦しくない水俣病研究交流の場を設けること、専門家・素人の枠を取り外し、学問領域の壁を取り外し、水俣病事件の歴史と現在について、広く討論する場とすることを目的として開催しています。

今年は、170人以上の方が福島、新潟、東京、大阪、福岡など日本各地から参加してくださいました。第1回目は、80人程度の研究交流会でしたが、年々参加者が増えてきています。また、水俣病事件の専門家、研究者だけでなく、水俣病患者、支援者など、幅広い方々が報告してくださっています。今回は、2017年11月に「新潟水俣病行政認定義務付け訴訟」で原告9名すべてが東京高裁で勝訴し、行政認定されたことについて高島弁護士、新潟水俣病第三次訴訟を支援する会萩野氏よりご報告をいただきました。



報告する高島弁護士と萩野氏  
(写真：水俣学研究センター)

水俣病の裁判では、何度も原告が勝訴し、水俣病行政の不備、過ちを断罪しているにもかかわらず、行政は態度を変えません。そのため、認定制度の過ちなど同様の問題指摘が繰り返されることにもつながっています。患者・被害者には、代わりがいません。しかし、行政を担う人たちは、数年毎に代わり続け、問題の引き延ばしを行うことが可能なのです。

また今回は、水俣学研究センターが2015年度から文部科学省から助成を受けている私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「水俣病の経験を将来に活かした地域構想と国際的情報発信のための水俣学研究拠点の構築」の中間報告も外部評価委員の3人を招いて行いま

した。プロジェクトは、第1班は花田昌宣、第2班は中地重晴、第3班は井上ゆかりが報告しました。紙面の関係で詳細は報告できませんが、HPに掲載しますので、ご覧ください。

### 外部評価委員のコメント



外部評価委員：左から嘉田氏、長谷川氏、赤木氏  
(写真：水俣学研究センター)

嘉田由紀子氏(前滋賀県知事)からは、水俣病事件研究交流会で被害者が直接語る、一人称で語る人たちの声が届くというのは、とっても本質に迫っていいところだろうと思うと研究会が開かれた場であることの重要性をご指摘いただきました。

長谷川公一氏(東北大学大学院文学研究科教授)からは、最初に外部評価が外部評価委員と担当者だけの密室でなく、様々な研究者、水俣病に係る被害者、支援者など一般の方々が多く参加する水俣病事件研究交流会のオープンな場で行われていることを高く評価していただきました。今後、水俣学アーカイブの学術利用トライアルをし、研究者を育成するなどの工夫をしてはどうかとの意見もいただきました。さらに地域再生というこの問題にどう取り組むかということが大幅に弱く地域再生の方法論がないので、海外などの成功例を研究し、今後どう取り組んでいくかが大きな課題であると厳しい意見もいただきました。

赤木洋勝氏(国際水銀ラボ取締役所長)からは、データのクオリティの問題に熊本学園大学としてどうやって取り組んでいくか大きな課題だろう、現在進行形の問題に対応するためにも、被害を拡大させた理由の検証もアーカイブとともに発信して行くことが重要であると貴重なご意見を頂きました。さらに環境先進国スウェーデンのスピード、研究者の真摯な態度は、見習うべきものがあるので、今後、環境先進国との交流も進めれば、もっともっと深みのある、水俣学研究センターの課題が浮かび上がってくるのではないかとコメントを頂きました。

これらのご意見を今後にかし、さらなる研究、内容の充実に努めたいと思います。

## 《報告》

## 水俣学研究センター学内教職員水俣現地研修報告

熊本学園大学付属海外事情研究所長・外国語学部 大澤 武司

## 水俣学と中国と私

北京大学や清華大学など、中国最高峰の高等教育機関が集中する北京市海淀区。近くには朝鮮民主主義人民共和国の指導者・金正恩氏が3月下旬の訪中の際に訪れたIT産業の集積地区である中関村(ちゅうかんそん)もある。まさに中国の頭脳が集結するエリアである。その中心部、地下鉄・五道口駅のそばにあるのが知識人のサロンとしても知られる万聖書園である。人文・社会科学系の専門書店で、日本関連の研究書も充実している。なかでも目を引くのが中国語に翻訳された水俣病関連の専門書の数々だ。1970年代末以降、改革開放政策下で急速な経済発展を遂げてきた中国は、環境問題に強い関心を抱いてきた。

もとより、中国は長らく中国共産党の一党支配が続いており、民意を政治に反映するシステムがまだまだ十分に機能していない。そのため、一般市民の生活に直接的な影響を及ぼす環境問題や環境の悪化に伴う健康被害の問題については、幾多の紆余曲折を経ながらも、中国共産党にとって最大の関心事となるに至っている。

そのため、「ミナマタ」の経験に対する中国の指導者や研究者の関心は著しく強い。万聖書園の日本関連の書架にも、シリーズものとして何冊もの水俣病関連の専門書が並んでいる。結果として、我が熊本学園大学の名も日本研究の書架に散見することができる。

私はこの4月で本学着任満10年を迎えた。中国研究者としての現地調査でのこのような体験から、中国でも高く評価されるクマガクの水俣学研究には少なからぬ関心を抱いてきた。ただ、毎年、春季休暇に実施される「教職員現地研修」には、興味がありながらも、出張や校務とぶつかり、ずっと参加できずにきたが、今年は念願かなっての参加となった。

## 水俣での現地研修

朝、大学からバスで1時間半あまり、現地・水俣へ移動した。チツソ(現・JNC)水俣工場の正門を車窓から眺めつつ、最初に降り立ったのは「百間排水口」だった。1932(昭和7)年から1968(昭和43)年までの36年間にわたり、ここからメチル水銀を含んだ廃水が無処理で水俣湾に流され続けた水俣病の「爆心地」とされる。周囲には竹林の遊歩道が整備されているが、「根が下に伸びる樹木は植えられない…」という言葉に、「汚染」という問題の本質を垣間見ることができた。

続いて訪れたのは、水俣病資料館である。これまでも何度か訪れたことはあったが、今回は「教職員研修」として、その展示内容を私なりに少し批判的に見学してみた。私の専門のひとつに戦犯裁判研究がある。戦犯裁判では、加害者が徹底的に糾弾される。それも国家が行った戦争の現場における個々人の違法行為が極めて詳細に明らかにされ、裁きかけられる(いうまでもなく「戦犯裁判」そのものに多くの重大な問題が含まれている)。

この資料館の展示で気になったのは、水俣病を発生

させた原因行為の主体があいまいにされている点である。もちろん、チツソという加害企業の名はあちらこちらに登場するのだが、一連の加害行為に携わった個人(経営者であり、現場の責任者であり、現場の社員であり)の顔が全く見えない展示になっているような印象を受けた。

いまだ街の中心にJNC(旧・チツソ)が存在し、かつては多くの市民が従業員として雇用され、さらにはまだ操業を続けている同社に対する「配慮」なのか。水俣病発生の現場にあった「人間の姿」がもう少し理解できる展示にはできないものだろうかと感じた。

その後、美しい海に面した集落である「坪段(つばだん)」を訪れた。ここは水俣病の公式確認第1号患者となる姉妹が住んでいた地区である。



坪段(写真:大澤武司氏)

1954年頃、「飼いいネコが夜中に突然壁や柱に猛烈な勢いでぶち当たり、跳び上がり涎を流し狂った。しばらくしてこのネコは死んだ」(水俣学ブックレット②、43頁)という。その後、この周囲の家の子どもたちにも症状が表れたという。集落の真ん前にある小さな入江を満たす海水の透明度の高さが、強く胸を締めつける。

昼食を終え、午後は200名を超す認定患者を出した水俣病多発地区漁村の「茂道(もどう)」へ。やはり眼前に広がる美しい海と「多発地区」という呼称のコントラストが私をなんとも言えない気持ちにさせる。何気なく、いつものオープンカーで通りかかったならば、穏やかな漁村と絶景の海に心奪われるだけだろう。「教職員現地研修」に参加する意義はここにあるといえる。

最後は、我がクマガクの水俣学現地研究センターに。世界で評価される「水俣学」の研究成果はここから発信されているのであろう。かつて保育園だった建物を改装したセンターは、緊急時に園児が二階から避難するための滑り台が残り、なんとも可愛らしかった。

ちなみにお昼は定番の水俣の食堂「南里」さんで「貝汁&わっぱめし定食」を堪能させていただいた。身体と心を総動員して「水俣」の歩みを学びつつ、滋味あふれる現在の「水俣」の海の幸を楽しむのも、この「教職員現地研修」の醍醐味といえよう。

貝汁&わっぱめし定食  
(写真:大澤武司氏)

《客員研究員紹介》

## チッソの労使関係史から見えてくるもの

大分大学経済学部  
(水俣学研究センター客員研究員) 石井まこと



「チッソ労働運動史研究会」は、2006年10月の発足から10年を超えた。本研究会は、研究センターの水俣学プロジェクトの第3プロジェクトとして立ち上げ、第一組合である新日本窒素労働組合の資料を整理・保存し、元組合員からのインタビューを行ってきた。これまでの成果は『水俣学研究』(1~4号)や『大原社会問題研究所雑誌』(675、676号)、学会では社会政策学会で報告してきた。その集大成として、チッソの労使関係を軸とした書籍を次春に向けて出版準備中である。

なぜ今チッソの労使関係史なのか。『水俣学研究』2号には「究極的には、負の遺産としての水俣病事件の解明に社会科学の面から貢献すること」(p.104)とある。戦後の大争議(1962年安賃争議)を経験し、かつ水俣病原因企業の労使関係について、概略は別として、なぜかこれまで詳しく顧みられてこなかった。

水俣病は発生から半世紀以上の時をへて、1つの成果として「水銀に関する水俣条約」(2017年8月)へと

水俣の悲劇を広げない次世代に向けた遺産にたどりついた。しかし、水俣病認定をめぐり、あたり前の生活を奪われたことへの補償問題は、司法も行政も企業も依然として被害者に寄り添っているかといえは疑問が残る。これら権力組織と地域住民の関係への考察は今でも重要であり、チッソ労働者であった岡本達明の『水俣病の民衆史』(2015年、日本評論社)はその営みを一歩進めている。

われわれは岡本とは異なり、労使関係の事実を通じて、チッソという企業の「ありのままの実態」に近づこうとしている。チッソは水俣にとって計り知れない巨大な存在であった。それらを構成したチッソの労使関係については、なぜか研究史上抜け落ちてきた。その歴史の1ピースを入れてみたときに見えるもの、それが水俣病事件解決に向けた一助になるよう願いつつ作業を進めている。

《報告》

## 水俣病公式確認60年アンケート調査・検討会

熊本学園大学社会福祉学部  
(水俣学研究センター研究員) 守弘仁志

水俣病公式確認60年アンケート調査・検討会は、2015年10月の調査開始決定後、まず約3ヶ月をかけてアンケート調査票作成の検討をおこなった。調査の項目として何を聞くのかということで大きな枠組の検討が行われ、8つの枠組にすることが決まった。まずは回答者の年齢や性別、住所、職業などのフェイスシートと呼ばれる部分でここに被害を受けたときの地域や所属している被害者団体、手帳についてなども聞くことにした。次に最も重要な健康についての質問、3つめに差別や偏見、4つめが水俣病の認定制度、5つめが特措法、6つめがチッソ、7つめが行政の対応についてなどのように決まっていた。最後に重要な「水俣病問題は解決したと思うか?」という質問にした。その後、質問・回答の選択肢の文章の構成など細かいところまで検討してアンケートを作り上げていった。アンケートは回収締め切り後も送付があったため、す

べての調査票を対象とすることに變更し、最終的に5月まで到着した2,619票を集計した。

熊本地震の影響で分析作業は中断し再開までにしばらくかかった。ここで集まった2,619票の回答をどのように分析するかということになり、まずは出てきたアンケート調査の単純集計(質問ごとに回答のパーセントを出したもの)から回答者の実態を読み解くという作業を行った。「回答者の割合(%)が高かった項目はなぜそのような結果になったか」、同様に「低かった項目はどうしてか」などである。このようなことから回答の実態を明らかにしていった。次に8つの項目ごとに担当者を決めてさらに詳細な分析を行うという作業をした。ここでは単に各担当者が分析結果を報告するのみではなく多くのメンバーとともに議論しながら分析を進めてゆくという方法を採用した。さらに最終報告書の作成に向けて現在も分析作業は継続されている。

《報告》

## 被災地宮城・福島現地調査の概要報告

熊本学園大学社会福祉学部 東 俊 裕  
(水俣学研究センター研究員)

本学の花田、中地、照谷とともに、3月18日の夜に仙台市に入り、翌日から21日まで宮城や福島で被災支援の状況や復興の現状等を調査してきた。

初日は、仙台市に本拠地を構え、被災者に対し、安心・安定できる暮らしと住まいの確保をサポートしているパーソナルサポートセンター（PSC）を訪問し、熊本でも今後必要となる支援の現状を伺った。そのあと、以前から知り合いであった郡和子仙台市長を表敬訪問し、被災支援の詳細を被災者生活支援室の方から今後の災害対策も含め説明を受けた。なかでも、市との連携のもとで地区ごとに避難所運営の検討会を定期的に開催し、最後には避難所運営の訓練を行うという仙台市独自の取り組みは、被災障害者支援を実効化する上で、貴重な実践であると感じた。

話を終えた後は、名取市の復興住宅などを視察し、夜はPSCのメンバーとの懇談会で、官民協働のあり方など議論が盛り上がった。

翌日は、仙台市から津波をかぶった閑上小学校を起点に、津波被害を受けた海岸沿いを南相馬市まで南下

した。集落ごと消え去った地区、防波堤の設置で居住が禁止された地域、塩害対策が未だ終わっていない農地などが茫漠と広がり、そこを基盤に生活を営んでいた人々の苦悩が浮かぶようであった。

南相馬市では、放射能が降り注ぐ中でも現地に留まり、在宅の被災障害者支援を継続したデイサポートピアを訪問し、代表の青田氏から、被災後多くの方が避難する中、取り残された障害者の状態と、支援に向けて必要な行政の障害者情報の開示への取り組みを伺うとともに、現在、少ない委託費の中で行っている被災障害者支援の課題などの説明を受けた。津波、地震原発被害の中で、彼らが南相馬に残り支援を続けてきたことの意味を再度確認させられた話であった。

最終日は、青田氏の案内で、残留放射能がより強い浪江町や富岡町などを訪問した。特に印象に残ったのは人里離れた山林の中にある大規模入所施設にいた障害者の災害後の悲惨な状況であったが、帰りしなに訪れた復興住宅で自立生活できるようになった女性障害者との面談は、将来に希望を抱かせるものであった。

《報告》

## フランス訪問調査 社会的企業と水俣での可能性

水俣学研究センター長 花 田 昌 宣  
(熊本学園大学社会福祉学部)

フランスでは2014年7月に可決された社会連帯経済法（ESS法）が施行されて3年経過し、施行規則も整備され、様々な取り組みが広がっている。そこで大阪市立大学の福原宏幸さん、水俣学研究センターの井上ゆかりさんとの3人で研究チームを作り、2月26日から3月8日までフランスの社会的企業と社会的排除に関する現地訪問調査を行なった。

調査は、パリとフランス北部のリール市を訪問し、役所の担当部局、生活困窮者支援の事業所などの現場9箇所で行なった。ESS法が可決された頃は「社会連帯経済って何？」と言われていたが、今回はこの言葉がすっかり定着し、ESSというとそれだけで通じるといった印象を受けた。

訪問した現場は自転車のリサイクル、廃油リサイクル燃料製造、公営住宅団地での子ども支援の取り組みなどを行うところで、その中の一つ廃油燃料の事業所は、工学系の大学を出た若者が起業した10人ほどの小さなところだが、就労による社会参入を求める人々を雇用し、レストランや家庭から出される廃油を回収、精製してディーゼル燃料を製造している。回収にあ

たっては自治体と連携して回収スポットを街のあちこちに設置、ガソリンスタンドに再生されたディーゼル燃料のポンプも置かれ始めている。



廃油リサイクル燃料製造  
(写真：水俣学研究センター)

水俣では、社会的企業や社会連帯経済という名前こそつけられていないが、地域経済の活性化の一つのあり方として社会的企業の可能性を探る取り組みが少しずつ進んできていた。それが廃油石けん製造や無農薬ジュースの製造、安全な農産物販売、無農薬有機栽培で柑橘生産などに取り組むグループ、福祉事業、あるいは利益を目的とせず、社会的課題や環境問題に取り組む仕事をしている団体やグループである。

今回のフランス調査で得た材料を水俣の様々な取り組みに生かすことができればと思っている。

## 平成30年度 科学研究費補助金採択結果

水俣学研究センターで本年度採択された科学研究費補助金は以下の1件と継続が4件です。

## 〈新規〉

## ・研究成果公開促進費（データベース）

研究代表者：花田昌宣

データベース名称：水俣学研究文献データベース

(Database of Minamata Studies' Documents)

## 〈継続〉

## ・研究種目：挑戦的研究(萌芽)

研究代表者：花田昌宣

研究課題名：大規模地震下緊急時支援とインクルーシブな避難所の設置・運営・収束の経験と意義

研究期間：平成29～30年度

## ・研究種目：基盤研究(B)

研究代表者：宮北隆志

研究課題名：タイ・ミャンマーにおけるクロスボー

ダーな工業化・人権侵害と域外責務・環境民主主義

研究期間：平成28～30年度

## ・研究種目：基盤研究(C)

研究代表者：井上ゆかり

研究課題名：水俣病多発漁村住民の水銀暴露と健康障害および補償給付の連環の実証的研究

研究期間：平成27～30年度

## ・研究種目：基盤研究(C)

研究代表者：田尻雅美

研究課題名：生の視点からとらえた水俣病当事者の社会福祉的ニーズの表出と実現に関する研究

研究期間：平成27～31年度

## 水俣学研究センター日録

## 1月

5～10日 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科水俣研修受入（水俣）

6～7日 第13回水俣病事件研究交流集会（水俣）

11日 水俣学講義13回目：高峰武氏（大学）

11～13日 第33回人権啓発研究集会・差別禁止法制定を求める当事者の集い：田尻（神戸）

13日 胎児性検討会：花田（大阪）

18日 水俣学講義14回目：井上（大学）

化学物質と環境政策対話：中地（東京）

22日 水俣病事件資料集編纂委員会：花田・井上・山本・高峰・東島（大学）

25日 水俣学講義15回目：花田（大学）

28日 胎児性世代の被害に関するWG：花田（大阪）  
みなまた地域研究会：花田・中地（水俣）

30日 ゼロ・ウェイスト円卓会議：藤本（水俣）

31日 廃棄物研究委員会：中地（京都）

## 2月

1日 愛媛大学社会共創学部水俣研修受入：井上（水俣）

5日 水俣病被害者互助会義務付け訴訟：花田・井上・田尻・平郡・谷・伊東・山下（水俣）

8日 慶応義塾大学環境情報学部研修受入：花田（水俣）

12日 水俣病神経内科勉強会：花田・田尻・伊東・谷・頼藤（水俣）

15～16日 ゼロ・ウェイスト推進会議：藤本（水俣）

17日 講演「災害・水俣病・部落差別の現状と課題」：花田（飯塚）

学内教職員水俣研修：中地・田尻・深草・福

田・山本（水俣）  
18日 水俣環境アカデミア所長と面談：花田（水俣）  
川本輝夫氏咆哮忌：花田（水俣）  
天の魚公演：花田・井上・田尻（水俣）

20～23日 新潟水俣病調査：田尻（新潟）

21日 水俣高校SGH成果発表会：中地・井上（水俣）  
水俣病公式確認60年アンケート調査検討会：花田・中地・井上・藤本・斎藤・田中（大学）

26日～3月7日 社会的経済調査：花田・井上・福原（仏）

28日～3月1日 新潟水俣病義務付け訴訟高裁判決：田尻・谷・山下（東京）

## 3月

5日 水俣病被害者互助会国賠訴訟傍聴：田尻・平郡・谷・伊東・山下（福岡）

12日 水俣病事件資料集編纂委員会：花田・井上・矢野・山本・高峰・東島（大学）

23～24日 新潟水俣病国賠訴訟高裁判決：田尻（東京）

28～29日 水俣病地位確認訴訟高裁判決：花田・井上・田尻（大阪）

31日 第36回チッソ労働運動史研究会：花田・井上・磯谷・富田・福原・石井（大学）

毎週金曜 水俣病研究資料返却と収集：井上（熊本大学）

隔週火曜 健康・医療・福祉相談：下地（水俣）  
熊本地震関連講演や研修・視察・取材、避難所資料展開催・資料展に関する取材・相談なども行いました。

## 編集後記

2月10日石牟礼道子さん逝去の訃報を聞いた。水俣病発生当初から現場を知り、世間に伝えてきた数少ない一人。心からご冥福をお祈りします。（M・T）

## 水俣学通信

第52号 2018.5.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／花田 昌宣  
連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター  
Tel：096-364-8913(ダイヤルイン) Fax：096-364-5320  
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp

印刷／ホープ印刷株式会社